

(4) ストックマネジメントの推進に係る基礎データの一層の正確性の確保

勸告	説明図表番号
<p>ア 農業基盤情報基礎調査の一層の正確性の確保</p> <p>【制度の概要】</p> <p>農林水産省は、各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設（農業用排水のための利用等に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のものをいう。以下この項目において同じ。）、農業用ため池等の整備状況について、毎年度、一元的かつ体系的に把握するとともに、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うことにより、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資する「農業基盤情報基礎調査」を実施している。</p> <p>農業基盤情報基礎調査により、基幹的農業水利施設については、施設別の施設諸元、管理団体、建設年度、建設事業費、受益面積等が把握され、データが更新・整備されており、施設種類別の数や耐用年数の経過状況、再建設費等のデータがストックマネジメント推進上の基礎データとして活用されている。</p> <p>なお、当該調査は、昭和40年度から実施されてきた農用地建設業務統計調査及び農業生産基盤の整備状況に関する各種調査を再編統合し、総合的な調査として平成16年度から実施されてきた農業基盤整備基礎調査に引き続き、20年度から毎年度実施されているものである。</p> <p>【調査結果】</p> <p>平成21年度の農業基盤情報基礎調査による基幹的農業水利施設の把握状況について、8地方農政局等（注1）を調査したところ、6地方農政局等（北海道開発局、東北、関東、近畿、中国四国及び九州）において、以下のとおり、基幹的農業水利施設の把握漏れなどがみられた（注2）。</p> <p>（注1） 今回、北海道開発局並びに東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国及び九州の各地方農政局を対象として調査を実施した。</p> <p>（注2） 平成20年度実績に係る21年度の農業基盤情報基礎調査は、本調査に着手した時点で公表可能な最新のものであった。</p> <p>① 受益面積が100ha以上の施設が基幹的農業水利施設として把握漏れとなっているものが、5地方農政局等（北海道開発局、東北、関東、中国四国及び九州）において23施設みられた。また、受益面積が100ha未満の施設が誤って基幹的農業水利施設として把握されているものが、2地方農政局（近畿及び九州）において6施設みられた。</p> <p>② 建設事業費などの施設諸元のデータが誤っているものが、4地方農政局（東北、関東、中国四国及び九州）において9施設みられた。</p> <p>上記のような事態が生じている原因については、それぞれ該当データの整備又は更新時に根拠とした資料・情報が散逸していることなどから、データの正確性がチェックされていなかったことが考えられる。</p>	<p>表1-(4)-ア-①</p> <p>表1-(4)-ア-②</p> <p>表1-(4)-ア-③ 表1-(4)-ア-④</p> <p>表1-(4)-ア-⑤</p>

イ 農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査の一層の正確性の確保

【制度の概要】

農林水産省では、農業水利施設の経年変化に伴って発生する突発的事故的発生状況を把握するため、平成5年度から毎年度「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」を実施している。

当該調査の対象は、国営造成施設、県営造成施設又は団体営造成施設で発生した事故とされており、その事故の範囲は、自然災害に起因する事故を除いたもの（ただし、施設の経年的な劣化を背景として、自然災害がきっかけとなった事故は含まれる。）とされている。

農林水産省は、当該調査の集計結果に基づき、農業水利施設の突発的事故的の件数は増加傾向にあり、中でも、施設の経年的な劣化及び局所的な劣化が事故原因の大半を占めているとしている。また、同省では、これをストックマネジメントの取組が求められていることの背景に挙げているほか、集計結果は土地改良長期計画など政策の企画立案や「食料・農業・農村白書」などで活用している。

【調査結果】

平成21年度から23年度までの「農業水利施設に係る突発的事故的の発生状況調査」の実施状況について、8地方農政局等を調査したところ、4地方農政局（関東、東海、中国四国及び九州）において、調査の対象となる事故の定義が「自然災害に起因する事故を除いたもの」と幅広く、明確でないことなどから、以下のような状況がみられた。

① 国営造成施設について、経年変化による事故であることが明確であるものなど、「突発的事故的」であるにもかかわらず未報告となっているものが、4地方農政局（関東、東海、中国四国及び九州）において9件みられた。

② 「突発的事故的」に該当するかどうかの判断が難しいことから、突発的事故的の発生誘因を「その他自然現象」として報告された事故について、農林水産省本省で精査したところ、施設の機能低下に起因するため集計すべき「突発的事故的」に該当すると判断されたものが1地方農政局（九州）において1件みられた。

上記のとおり、未報告のため集計から漏れているものがある一方、農林水産省本省では報告のあったもの全てについて改めて集計すべき突発的事故的であるかどうかの判断を行っていることを踏まえ、データの一層の正確性を確保するため、集計に必要な情報が確実に報告されるよう、当該調査の報告のルールを明確化するなど、施設管理者から必要かつ十分な報告がなされるよう改善する必要があると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、ストックマネジメントの推進に係る基礎データについて、一層の正確性の確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 農業基盤情報基礎調査が土地改良長期計画の作成や農業農村整備事業等の効率的

表1-(4)-イ-①

表1-(4)-イ-②

表1-(4)-イ-③

かつ効果的な実施に資するものであるという重要性に鑑み、データのチェック体制の見直しを図ること。

- ② 農業水利施設に係る突発的事故の発生状況調査の結果は、土地改良長期計画など政策の企画立案などに利用されているという重要性に鑑み、調査の対象となる事故の報告についてのルールを明確化するなど、適切に調査が実施されるよう見直しを行うこと。

表 1-(4)-7-① 農業基盤情報基礎調査に係る規程（抜粋）

○ 「基幹水利施設保全管理対策実施要綱」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2207 号 農林水産事務次官）

第 1 目的及び趣旨

- 1 良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するための農業生産基盤の保全管理・整備は、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものであることから、これをより効果的・効率的に実施することが求められており、全国の保全管理・整備状況を的確に把握しつつ、整備が当該地域の農業構造に与える影響等を解析して、新たな展開を図るための基礎資料を作成する必要がある。
- 2 また、特に基幹的水利施設については、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を推進することが求められているところであり、このためには、①施設管理者による適切な日常管理、②施設の状況に応じた定期的な施設機能診断、③地区全体において最適な工法選定等を行う機能保全計画の策定、④適時適切な対策工事の実施を段階的・継続的に行うストックマネジメントの取組が不可欠である。
- 3 このため、基幹水利施設保全管理対策（以下「本対策」）により、農業生産基盤の保全管理・整備状況を的確な把握・解析を行うとともに、ストックマネジメントの取組の各段階における円滑な推進に必要な技術指針等の整備や体制整備を一体的に行うものである。

第 2 対策の内容

- 1 本対策は、次に掲げる調査及び対策の実施を通じて、農業生産基盤の保全管理・整備状況の把握・解析や、ストックマネジメントの取組を推進する上で必要となる体制整備等を図るものとする。
 - (1) 農業基盤情報基礎調査
 - (2) ～ (4) (略)
- 2 農業基盤情報基礎調査は、農業農村整備事業の進捗に伴う基幹的水利施設や農地の整備状況等を的確に把握するとともに、多様な立地条件に応じた整備計画の策定に資する類型資料を作成するものとする。
- 3～5 (略)

第 3 対策の実施主体

本対策の実施主体は、第 2 の 1 の (1) から (3) までについては国、第 2 の 1 の (4) については、都道府県とする。

(以下略)

○ 「基幹水利施設保全管理対策実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2208 号 生産局長、経営局長、農村振興局長）

第 1 趣旨

基幹水利施設保全管理対策実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2207 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める基幹水利施設保全管理対策（以下「本対策」という。）の実施の運用については、要綱によるほか、この実施要領によるものとする。

第 2 対策の内容

- 1 要綱第 2 の 1 の (1) の内容は、別紙 1 によるものとする。
- 2～4 (略)

第 3～4 (略)

要領別紙 1（農業基盤情報基礎調査に係る運用）

第 1 趣旨

各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設、農業用ため池等の整備状況について、毎年度、一元的かつ体系的に把握するとともに、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うことにより、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資するものである。

第 2 内容

1 農業基盤整備状況調査

(1) 調査対象事業

この調査は、次に掲げる事業を対象事業とする。

- ① 農業農村整備事業
- ② 災害復旧事業のうち農業施設災害関連事業
- ③ ①及び②以外の国が補助する事業のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ④ 都道府県又は市町村が国の補助を受けずに行い、又は補助する事業(以下「地方単独事業」という。)のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ⑤ 土地改良区、農業者等が国、都道府県若しくは市町村の直接又は間接の補助を受けずに農林漁業金融公庫の融資により行う事業(以下「融資単独事業」という。)のうち農業生産基盤の整備を行うもの

(2) 事業費、事業量等の把握

① 国が行い又は補助する事業

国が行い又は補助する事業（(1)の①から③までの事業）については、調査実施年度の前年度（以下「調査対象年度」という。）における事業地区別の事業費、事業量等を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

② 地方単独事業等

地方単独事業及び融資単独事業については、調査対象年度における事業費、事業量等を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

(3) 農業生産基盤の整備状況の把握

この調査は、調査対象年度に整備を実施した事業地区における農地、基幹的農業水利施設及び農業用ため池の整備状況等（調査対象年度の年度末時点）を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

① 農地の整備状況

調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとに、農地の整備状況及び整備面積を把握するとともに農地全体の整備面積に反映する。あわせて調査対象年度における農地のかい廃の状況も当該整備面積に反映する。

② 基幹的農業水利施設の整備状況

調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設（農業用排水のための利用等に供される施設であって、その受益農地面積が 100ha 以上のもの）を対象に、各施設別の施設諸元、管理団体、建設年度、建設費、受益面積等を把握する。

③ 水利系統の状況

調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設について、水利系統（河川等に接続する取排水口を起点とする一連の基幹的農業水利施設の受益農地の範囲）の状況を把握する。

④ 農業用ため池の整備状況

かんがい用水を貯留することを目的に築造された農業用ため池のうち受益農地面積が2ha以上のものを対象とし、調査対象年度において整備を実施した農業用ため池について、施設諸元、受益面積等を把握する。

(4) 調査地図の作成

この調査は、調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとの農地界、基幹的農業水利施設の位置、水利系統及び農業用ため池の位置を2万5千分の1の地形図に示す。

2 農業基盤情報管理調査

この調査は、1の調査結果その他農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響の分析に必要な情報について、地理情報システムを活用して地理空間情報の更新及び管理を行う。

3 農業基盤情報解析調査

この調査は、2の調査結果等を活用し、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うとともに、調査実施年度ごとに調査結果を取りまとめるものとする。

第3 実施主体等

1 農業基盤整備状況調査

(1) この調査は、第2の1の(1)に掲げる調査対象事業のうち独立行政法人水資源機構又は独立行政法人森林総合研究所（以下「機構等」という。）が事業実施主体であるものにあつては農村振興局、機構等以外の者が事業実施主体であるものにあつては地方農政局等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を実施主体とし、都道府県、市町村等の協力を得て実施する。

(2) この調査の実施に当たって、地方農政局等は、調査方法及び調査結果について都道府県、市町村等と密接な連絡調整を図るものとする。

(3) 農村振興局及び地方農政局等は、本調査の実施に当たって必要がある場合は、その調査の一部を都道府県等に委託することができるものとする。

2 農業基盤情報管理調査

農村振興局及び地方農政局等を実施主体とする。

3 農業基盤情報解析調査

(1) 農村振興局を実施主体とする。

(2) 農村振興局は、調査の実施に当たり必要な事項について、研究機関等に委託することができるものとする。

第4 調査結果の報告

地方農政局等が調査実施主体となる調査について、地方農政局等は調査結果を取りまとめの上、毎年度の調査結果を調査年度の3月末日までに農村振興局に報告するものとする。

第5 実施期間

この調査の実施期間は、平成23年度から平成24年度までとする。

要領別紙2～4 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(4)-7-② 農業基盤情報基礎調査の入力内容に不備があった事例数

(単位：施設数)

地方農政局等	基幹的農業水利施設の把握漏れ	基幹的農業水利施設ではない施設の把握誤り	施設諸元の誤り等
北海道開発局	1	-	-
東北	1	-	1
関東	13	-	1
北陸	-	-	-
東海	-	-	-
近畿	-	1	-
中国四国	2	-	5
九州	6	5	2
計	23	6	9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 この表の事例の詳細については、以下の表 1-(4)-7-③から表 1-(4)-7-⑤のとおりである。

表 1-(4)-7-③ 基幹的農業水利施設の把握漏れの事例

地方農政局等	事例の概要																
北海道開発局	<p>北海道内に所在する国営造成施設の鷹泊ダムは、昭和 26 年度に竣工され、平成 18 年 4 月 1 日から、北海道が国から委託を受けて管理をしているものである。しかし、土地改良財産台帳と農業基盤情報基礎調査を比較したところ、当該基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れていた。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設名</th> <th>施設情報区分</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">貯水池</td> <td rowspan="5">鷹泊ダム</td> <td>着工年度～竣工年度</td> <td>昭和 26 年度</td> </tr> <tr> <td>有効貯水量</td> <td>13,600 千 m³</td> </tr> <tr> <td>建設事業費</td> <td>4,834,862,983 円</td> </tr> <tr> <td>管理委託者</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>管理委託年月日</td> <td>平成 18 年 4 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>このことについて、北海道開発局では、鷹泊ダムは、平成 15 年度以前の調査から漏れていると説明するのみで、その原因、理由は不明である。</p>	施設区分	施設名	施設情報区分	財産台帳	貯水池	鷹泊ダム	着工年度～竣工年度	昭和 26 年度	有効貯水量	13,600 千 m ³	建設事業費	4,834,862,983 円	管理委託者	北海道	管理委託年月日	平成 18 年 4 月 1 日
施設区分	施設名	施設情報区分	財産台帳														
貯水池	鷹泊ダム	着工年度～竣工年度	昭和 26 年度														
		有効貯水量	13,600 千 m ³														
		建設事業費	4,834,862,983 円														
		管理委託者	北海道														
		管理委託年月日	平成 18 年 4 月 1 日														
東北	<p>宮城県内に所在する桜場揚水機場について、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れていた。</p>																
関東	<p>埼玉県内に所在する国営造成施設の水管理システムは、平成 17 年度に竣工され、平成 19 年 4 月 1 日に大里用土地改良区が国から委託を受けて管理しているものであるにもかかわらず、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れていた。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設名</th> <th>施設情報区分</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理設備</td> <td rowspan="4">水管理システム</td> <td>着工年度～竣工年度</td> <td>平成 17 年度</td> </tr> <tr> <td>建設事業費</td> <td>79,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>管理委託者</td> <td>大里用土地改良区</td> </tr> <tr> <td>管理委託年月日</td> <td>平成 19 年 4 月 1 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>このことについて、関東農政局は、理由は不詳であるが、人為的ミスと思われるとしている。</p>	施設区分	施設名	施設情報区分	財産台帳	管理設備	水管理システム	着工年度～竣工年度	平成 17 年度	建設事業費	79,800,000 円	管理委託者	大里用土地改良区	管理委託年月日	平成 19 年 4 月 1 日		
施設区分	施設名	施設情報区分	財産台帳														
管理設備	水管理システム	着工年度～竣工年度	平成 17 年度														
		建設事業費	79,800,000 円														
		管理委託者	大里用土地改良区														
		管理委託年月日	平成 19 年 4 月 1 日														

長野県内の県営造成施設のうち、貯水池 1 施設、頭首工 3 施設、機場 2 施設、水路 6 施設 21km が、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」から漏れていた。

施設区分	施設名	延長	竣工年度	受益面積	管理受託者名
貯水池	横堰		平成 2 年度	278ha	東御市所沢川水系土地改良区
頭首工	上田農水頭首工		平成 9 年度	1,235ha	上田農水土地改良区連合
	六ヶ郷頭首工		平成元年度	311ha	六ヶ郷用水組合
	埴科頭首工		昭和 36 年度	870ha	長野県埴科郡土地改良区
機場	第 2 排水機場		昭和 52 年度	266ha	飯山市
	戸那子排水機場		昭和 45 年度	132ha	木島平村
水路	六ヶ村堰	6,146m	平成 12 年度	1,067 ha	上田市六ヶ村堰土地改良区
	柳原幹線排水路	5,192m	昭和 44 年度	307 ha	長野平土地改良区
	柳原幹線排水路	2,378m	昭和 45 年度		
	長沼 1 号幹線排水路	996m	昭和 45 年度		
	長沼 1 号幹線排水路	2,622m			
	長沼 2 号幹線排水路	4,053m	昭和 45 年度		

このことについて、長野県は、農業基盤情報基礎調査の報告から漏れた原因は不明であるとしており、平成 25 年度の基礎調査には計上するとしている。

中国四国

島根県の県営造成施設である 2 施設が、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れていた。

施設区分	施設名	竣工年度	受益面積
機場	求院揚水機場	平成 14 年度	100.2 ha
	福富排水機場	平成 2 年度	107.7 ha

このことについて、島根県は、把握漏れであるとしている。

九州

熊本県の県営造成施設である 3 施設が、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」のそれぞれの把握から漏れていた。

施設区分	施設名	設置年度	受益面積
頭首工	分田頭首工	平成 11 年度	165 ha
	橋田頭首工	平成 3 年度	256 ha
機場	藤井川北地区第 2 排水機場	平成 20 年度	149.6 ha

(注) 施設名については、山鹿市の回答による。

このことについて、九州農政局は、当該基礎調査での把握漏れ又は当該基礎調査の結果をデータベース化した際の入力漏れだと考えられるとしている。

宮崎県の県営造成施設である 3 施設が、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」の把握から漏れている。

施設区分	施設名 (管理主体)	竣工年度	受益面積
水門等	正蓮寺樋門 (宮崎市)	昭和 56 年度	132.5 ha
機場	二ツ立排水機場 (宮崎市佐土原町)	昭和 63 年度	154.3 ha
頭首工	平田頭首工 (庄内土地改良区)	昭和 52 年度	128 ha

この原因について、九州農政局は、不明であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-7-④ 基幹的農業水利施設ではない施設が誤って把握されている事例

地方農政局	事例の概要																											
近畿	<p>京都府の府営造成施設である三俣調整池について、実際の受益面積は 18.8 ha で基幹的農業水利施設ではないにもかかわらず、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」では基幹的農業水利施設として把握されていた。</p> <p>このことについて、近畿農政局では、実際の受益面積は 18.8ha であるにもかかわらず、100ha 以上として扱われたところであるが、その原因は不明であり、京都府に確認を行った上で、当該基礎調査の把握内容の修正を行うこととしている。</p>																											
九州	<p>宮崎県内に所在する国営造成施設 5 施設について、受益面積が 100ha 未満であるにもかかわらず、農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」では、基幹的農業水利施設として把握されている。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>管理受託者名</th> <th>施設名</th> <th>竣工年度</th> <th>受益面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">管理設備</td> <td rowspan="2">川南原土地改良区</td> <td>岩戸原ポンプ</td> <td>平成 3 年度</td> <td>50 ha</td> </tr> <tr> <td>十文字ポンプ</td> <td>平成元年度</td> <td>60 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水門</td> <td>赤江土地改良区</td> <td>宮田水門</td> <td>平成 5 年度</td> <td>94 ha</td> </tr> <tr> <td>横市土地改良区</td> <td>水門（加治屋地区）</td> <td>平成 7 年度</td> <td>97 ha</td> </tr> <tr> <td>頭首工</td> <td></td> <td>加治屋頭首工</td> <td>平成 7 年度</td> <td>97 ha</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	管理受託者名	施設名	竣工年度	受益面積	管理設備	川南原土地改良区	岩戸原ポンプ	平成 3 年度	50 ha	十文字ポンプ	平成元年度	60 ha	水門	赤江土地改良区	宮田水門	平成 5 年度	94 ha	横市土地改良区	水門（加治屋地区）	平成 7 年度	97 ha	頭首工		加治屋頭首工	平成 7 年度	97 ha
施設区分	管理受託者名	施設名	竣工年度	受益面積																								
管理設備	川南原土地改良区	岩戸原ポンプ	平成 3 年度	50 ha																								
		十文字ポンプ	平成元年度	60 ha																								
水門	赤江土地改良区	宮田水門	平成 5 年度	94 ha																								
	横市土地改良区	水門（加治屋地区）	平成 7 年度	97 ha																								
頭首工		加治屋頭首工	平成 7 年度	97 ha																								

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-7-⑤ 建設事業費などの施設諸元が誤っている事例

地方農政局	事例の概要										
東北	<p>宮城県内に所在する国営造成施設から農業基盤情報基礎調査の「基幹水利施設の整備状況」で把握している 19 施設を抽出して、法定台帳である土地改良財産台帳と比較したところ、着工年度に違いがみられた。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>管理受託者名</th> <th>施設名</th> <th>施設情報区分</th> <th>基礎調査</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>迫川上流土地改良区</td> <td>石越揚水機場</td> <td>着工年度</td> <td>慶長 8 年度 (1603 年度)</td> <td>平成 2 年度 (1990 年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>このことについて、東北農政局は、石越揚水機場に係る情報のうち、着工年度を誤って「不明」としていたため、本省での便宜的な処理により 1603 年となっているとしている。</p>	管理受託者名	施設名	施設情報区分	基礎調査	財産台帳	迫川上流土地改良区	石越揚水機場	着工年度	慶長 8 年度 (1603 年度)	平成 2 年度 (1990 年度)
管理受託者名	施設名	施設情報区分	基礎調査	財産台帳							
迫川上流土地改良区	石越揚水機場	着工年度	慶長 8 年度 (1603 年度)	平成 2 年度 (1990 年度)							
関東	<p>長野県の県営造成施設である常盤揚水機場の「基幹水利施設の整備状況」の把握内容について、事業主体を「県営」とすべきところ、「その他」と誤っていた。</p>										
中国四国	<p>岡山県が管理受託する国営造成施設から抽出した 5 施設について、法定台帳である土地改良財産台帳の記載内容と農業基盤情報基礎調査の記載内容を比較したところ、竣工年度に違いがみられた。</p>										

(単位：年度)

施設名	基礎調査		土地改良財産台帳		
	着工年度	竣工年度	着工年度	竣工年度	管理委託年月日
妹尾川排水機場	昭和 62	平成 4	昭和 62	平成 3	平成 3 年 9 月 1 日
七区揚排水機場	平成 元	平成 4	平成 元	平成 3	平成 3 年 9 月 1 日
七区排水機場	平成 2	平成 7	平成 2	平成 5	平成 5 年 4 月 30 日
丙川排水機場	平成 4	平成 6	平成 4	平成 9	平成 10 年 4 月 1 日
新田原井堰	昭和 54	昭和 63	昭和 54	昭和 60	昭和 61 年 10 月 1 日

このことについて、中国四国農政局は、当該基礎調査のデータに誤りがあるものと思われるとしている。

九州

宮崎県内に所在する国営造成施設から「基幹水利施設の整備状況」で把握している 7 施設を抽出して、農業基盤情報基礎調査の建設事業費について、法定台帳である土地改良財産台帳の価格を比較したところ、表 1 のとおり、違いがみられた。

表 1 建設費の把握に違いのある農業水利施設

(単位：千円)

管理受託者名	施設名	基礎調査	財産台帳
川南原土地改良区	主要幹線水路	6,000	61,316

このことについて、九州農政局は、当該基礎調査のデータは桁の入力を誤っていたとしている。

また、当該基礎調査の竣工年度と土地改良財産台帳に記載されている竣工年度を比較したところ、表 2 のとおり、違いがみられた。

表 2 竣工年度の把握に違いのある農業水利施設

管理受託者名	施設名	区分	基礎調査	財産台帳
宮崎市	岩前頭首工	竣工年度	2004 年度 (平成 16 年度)	1998 年度 (平成 10 年度)

このことについて、九州農政局は、当該基礎調査のデータは、誤って事業完了年度を入力していたとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-イ-① 「農業水利施設に係る突発的事故の発生状況調査」に関する規程（抜粋）

○ 平成 23 年度農業水利施設に係る突発的事故の発生状況調査について（平成 24 年 4 月 9 日農村振興局水資源課施設保全管理室管理技術班管理技術第 2 係）

1 調査の目的

本調査は、農業水利施設の経年変化に伴って発生する突発的事故の内容等について調査を実施し、ストックマネジメントの着実な推進等のためのデータベースとするものです。（※本調査は過年度より継続的に実施されている性質のものであり、調査結果は平成 5 年度からデータベース化されています。）

2 調査内容

(1) 国営造成施設における発生状況調査（北海道農政部農業施設管理課は対象外）

（略）

【記入要領】

1) 本調査の対象とする事故の範囲については、自然災害に起因する事故を除いたものとします。

ただし、施設の経年的な劣化を背景として、自然災害がきっかけになった事故は対象とします。

2) ～ 4) (略)

5) 本調査の結果は、ストックマネジメントに関する取組の基礎となる重要なデータとなるため、遺漏なきよう確実に整理したうえ提出いただきますようお願いいたします。

(2) 県営、団体営の造成施設における発生状況調査

（略）

【記入要領】

1) 本調査の対象とする事故の範囲については、2の(1)の1)に準ずることとし、局から各都道府県に依頼することによって把握可能な（比較的大きな）事故が発生した施設を調査の対象とします。

（以下略）

(注) 下線は当省で付した。

表 1-(4)-1-② 「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」(平成 21 年～24 年 8 月)において、
未報告となっている例

地方農政局	事例の概要																								
<p>関東</p>	<p>千葉県が管理委託を受けている国営造成施設において、次表のとおり、平成 21 年度から 23 年度において 4 件の事故が発生しているが、いずれの事故も関東農政局から農林水産省本省に対して、「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」による報告は行われていない。</p> <p>表 千葉県が管理受託している国営造成施設における事故</p> <table border="1" data-bbox="384 501 1442 828"> <thead> <tr> <th>施設名 (地区名)</th> <th>事故発生日</th> <th>事故内容</th> <th>突発的事故的発生状況調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">笹川揚水機場 (大利根)</td> <td>平成 21 年 6 月 20 日</td> <td>電動機 3 台のうち 1 台の摩擦による損傷</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 2 月 21 日</td> <td>平成 21 年 6 月の事故とは別の電動機 1 台の絶縁不良</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>手賀排水機場 (手賀沼)</td> <td>平成 21 年 10 月 8 日</td> <td>ポンプ 6 台のうち 1 台の羽根車破損</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第 1 排水機場 (両総)</td> <td>平成 23 年 3 月 4 日</td> <td>変電所切替機故障</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 表中の「突発的事故的発生状況調査」は、「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」である。</p>	施設名 (地区名)	事故発生日	事故内容	突発的事故的発生状況調査	笹川揚水機場 (大利根)	平成 21 年 6 月 20 日	電動機 3 台のうち 1 台の摩擦による損傷	×	平成 23 年 2 月 21 日	平成 21 年 6 月の事故とは別の電動機 1 台の絶縁不良	×	手賀排水機場 (手賀沼)	平成 21 年 10 月 8 日	ポンプ 6 台のうち 1 台の羽根車破損	×	第 1 排水機場 (両総)	平成 23 年 3 月 4 日	変電所切替機故障	×					
施設名 (地区名)	事故発生日	事故内容	突発的事故的発生状況調査																						
笹川揚水機場 (大利根)	平成 21 年 6 月 20 日	電動機 3 台のうち 1 台の摩擦による損傷	×																						
	平成 23 年 2 月 21 日	平成 21 年 6 月の事故とは別の電動機 1 台の絶縁不良	×																						
手賀排水機場 (手賀沼)	平成 21 年 10 月 8 日	ポンプ 6 台のうち 1 台の羽根車破損	×																						
第 1 排水機場 (両総)	平成 23 年 3 月 4 日	変電所切替機故障	×																						
<p>東海</p>	<p>青蓮寺土地改良区が管理受託している青蓮寺用水におけるパイプラインの漏水事故と、「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」による報告内容及び農業水利ストック情報データベースの補修等履歴情報を突合したところ、次表のとおり、当該調査では突発的的事故として把握されていない漏水事故が松橋サイフォンと七本木サイフォンで 2 件みられた。</p> <p>表 青蓮寺用水に係る事故の報告状況</p> <table border="1" data-bbox="370 1198 1431 1494"> <thead> <tr> <th colspan="2">青蓮寺用水に係る漏水事故</th> <th colspan="2">突発的的事故</th> <th colspan="2">補修等履歴情報</th> </tr> <tr> <th>発生日</th> <th>サイフォン名</th> <th>年月日</th> <th>復旧費</th> <th>年月日</th> <th>工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年 9 月 3 日</td> <td>松橋</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>平成 22 年 9 月 10 日</td> <td>95 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 10 月 4 日</td> <td>七本木</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>平成 23 年 3 月 25 日</td> <td>385 万円</td> </tr> </tbody> </table>	青蓮寺用水に係る漏水事故		突発的的事故		補修等履歴情報		発生日	サイフォン名	年月日	復旧費	年月日	工事費	平成 22 年 9 月 3 日	松橋	×	×	平成 22 年 9 月 10 日	95 万円	平成 22 年 10 月 4 日	七本木	×	×	平成 23 年 3 月 25 日	385 万円
青蓮寺用水に係る漏水事故		突発的的事故		補修等履歴情報																					
発生日	サイフォン名	年月日	復旧費	年月日	工事費																				
平成 22 年 9 月 3 日	松橋	×	×	平成 22 年 9 月 10 日	95 万円																				
平成 22 年 10 月 4 日	七本木	×	×	平成 23 年 3 月 25 日	385 万円																				
<p>中国四国</p>	<p>笠岡市が管理委託を受けている国営造成施設について、表 1 のとおり、平成 23 年 5 月 29 日に第 3 号洪水用ポンプが稼働停止となる事故が起こっており、当該事故は突発的事故的定義と一致する事故でありながら、中国四国農政局から農林水産省本省への「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」において報告されていない。</p> <p>表 1 寺間排水機場の 3 号ポンプにおける事故の発生状況</p> <table border="1" data-bbox="375 1803 1442 2000"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理受託者名</th> <th>竣工年度</th> <th>耐用年数</th> <th>事故発生日</th> <th>事故の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寺間排水機場</td> <td>笠岡市</td> <td>平成元年度</td> <td>20 年</td> <td>平成 23 年 5 月 29 日</td> <td>3 号ポンプの原動から煙が発生、稼働停止 (同年 6 月、分解調査の結果、ピストンのヒビを確認)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、岡山県が管理委託を受けている国営造成施設について、表 2 のとおり、平成</p>	施設名	管理受託者名	竣工年度	耐用年数	事故発生日	事故の内容	寺間排水機場	笠岡市	平成元年度	20 年	平成 23 年 5 月 29 日	3 号ポンプの原動から煙が発生、稼働停止 (同年 6 月、分解調査の結果、ピストンのヒビを確認)												
施設名	管理受託者名	竣工年度	耐用年数	事故発生日	事故の内容																				
寺間排水機場	笠岡市	平成元年度	20 年	平成 23 年 5 月 29 日	3 号ポンプの原動から煙が発生、稼働停止 (同年 6 月、分解調査の結果、ピストンのヒビを確認)																				

	<p>21 年以降に水管理システムの不具合が発生しており、県はその都度、中国四国農政局に報告をしているが、当該事故は中国四国農政局から農林水産省本省への「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」において報告されていない。</p> <p>表 2 新田原井堰の水管理システムにおける事故の発生状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理受託者名</th> <th>竣工年度</th> <th>耐用年数</th> <th>事故の発生年月日</th> <th>事故の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水管理システム</td> <td>岡山県</td> <td>昭和 61 年度</td> <td>10 年</td> <td>平成 23 年</td> <td>農業用水管理所の用水管理システムがダウンし、修理が不能となった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 事故の発生状況は、岡山県から中国四国農政局への「土地改良財産の管理状況の報告」を基に記載している。</p>	施設名	管理受託者名	竣工年度	耐用年数	事故の発生年月日	事故の内容	水管理システム	岡山県	昭和 61 年度	10 年	平成 23 年	農業用水管理所の用水管理システムがダウンし、修理が不能となった。
施設名	管理受託者名	竣工年度	耐用年数	事故の発生年月日	事故の内容								
水管理システム	岡山県	昭和 61 年度	10 年	平成 23 年	農業用水管理所の用水管理システムがダウンし、修理が不能となった。								
九州	<p>玉名平野土地改良区が管理受託している白石頭首工の第 3 号及び第 4 号ゲートにおいて、平成 23 年 7 月 28 日に、自重倒伏が不能となる事故が発生している。</p> <p>しかし、当該土地改良区は、当該事故について九州農政局に対して、「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」において報告していない。</p> <p>表 平成 23 年度に発生した土地改良施設において管理受託者から九州農政局に報告されていない事故</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者</th> <th>施設名</th> <th>竣工年度 施設の規模</th> <th>事故 発生年月日</th> <th>事故の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>玉名平野 土地改良区</td> <td>白石頭首工</td> <td>昭和 47 年度 コンクリート堰堤</td> <td>平成 23 年 7 月 28 日</td> <td>第 3 号及び 4 号ゲートの自重倒伏不能</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、白石頭首工は、国が 10%、熊本県が 90%の事業出資により造成された施設であり、国有財産及び県有財産である。玉名平野土地改良区では、熊本県には白石頭首工における事故について、県に出向いて報告している。</p> <p>このことについて、九州農政局は、玉名平野土地改良区が管理している白石頭首工は国県共有財産であることから、当該不具合については、国に対しても報告すべきものであるとしている。</p>	管理受託者	施設名	竣工年度 施設の規模	事故 発生年月日	事故の内容	玉名平野 土地改良区	白石頭首工	昭和 47 年度 コンクリート堰堤	平成 23 年 7 月 28 日	第 3 号及び 4 号ゲートの自重倒伏不能		
管理受託者	施設名	竣工年度 施設の規模	事故 発生年月日	事故の内容									
玉名平野 土地改良区	白石頭首工	昭和 47 年度 コンクリート堰堤	平成 23 年 7 月 28 日	第 3 号及び 4 号ゲートの自重倒伏不能									

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(4)-イ-③ 事故発生の誘因を「その他自然現象」として報告したが、農林水産省本省において改めて確認したところ、施設の機能低下に起因する事故と判断されたものの例

地方農政局	事例の概要												
九州	<p>川南原土地改良区が管理受託を受けている国営造成施設で発生した事故について、表のとおり、事故発生の誘因を「その他自然現象」として報告していた。その後、農林水産省本省において、その内容を精査したところ、トンネルの機能低下に起因する陥没事故であり、自然災害に起因するものではないと判断されたものがあった。</p> <p>表 平成 21 年度の「農業水利施設に係る突発的事故的発生状況調査」で事故発生の誘因を「その他自然現象」として報告された事故</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理受託者</th> <th>施設名</th> <th>造成年度及び施設の規模</th> <th>事故の発生年月日</th> <th>事故の内容</th> <th>事故発生の誘因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川南原 土地改良区</td> <td>竹浜幹線水路</td> <td>昭和 30 年度 延長 9,983m (隧道・暗渠は総延長 5,162.5m)</td> <td>平成 21 年 12 月 27 日</td> <td>農地陥没</td> <td>その他自然現象</td> </tr> </tbody> </table>	管理受託者	施設名	造成年度及び施設の規模	事故の発生年月日	事故の内容	事故発生の誘因	川南原 土地改良区	竹浜幹線水路	昭和 30 年度 延長 9,983m (隧道・暗渠は総延長 5,162.5m)	平成 21 年 12 月 27 日	農地陥没	その他自然現象
管理受託者	施設名	造成年度及び施設の規模	事故の発生年月日	事故の内容	事故発生の誘因								
川南原 土地改良区	竹浜幹線水路	昭和 30 年度 延長 9,983m (隧道・暗渠は総延長 5,162.5m)	平成 21 年 12 月 27 日	農地陥没	その他自然現象								

(注) 当省の調査結果による。